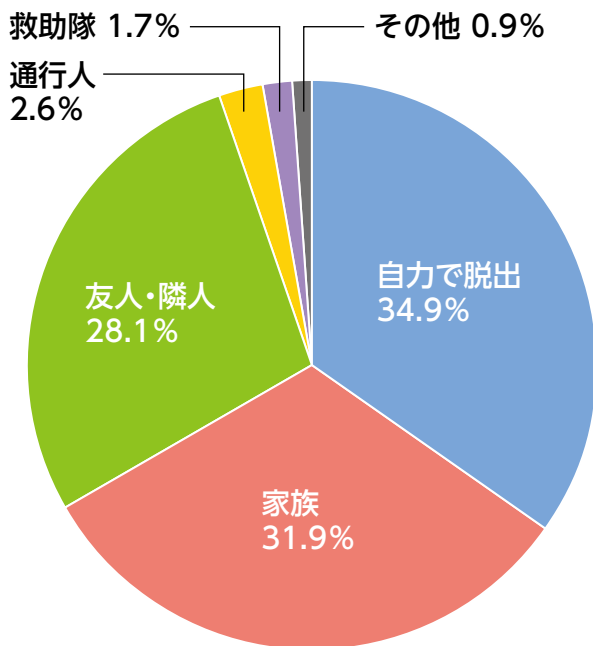


大災害が発生したときには、交通網の寸断や火災などにより、消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そんなときに頼りになるのは「地域ぐるみの自主防災体制」です。

阪神・淡路大震災のときには、地域住民が自発的に救出・救助活動をして被害の拡大を防ぎ、その後の復興にも大きな力を発揮しました。また、災害発生後の避難生活が長引く場合でも、地域住民が助け合ってさまざまな困難を乗り越えなければなりません。



阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体等  
(平成8年11月日本火災学会作成「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」より)

## ◆ 平常時にしておくべきこととは

災害発生時の対応や被害の大きさは、日ごろからいかに地域住民が協力し合い、準備を行ってきたかによって変わってきます。組織の力が十分に発揮できるよう、平常時においてもみんなと連携しながら防災活動に取り組みましょう。又、日頃から顔の見える関係を築いておきましょう。

### ① 地域住民への防災知識の周知

防災対策においては、住民一人ひとりが防災に関心をもって準備することが重要となります。防災知識を周知させるため、みんなが集まれるような楽しいイベントなどを開催してみましょう。

### ② 防災巡視・防災点検

防災の基本は、自分の住む地域をよく知ることです。地域内の危険箇所や防災上の問題点を洗い出しておき、改善すべき点があれば、対策を立てて解決しておきましょう。

### ③ 防災資機材の整備

ジャッキや土のうなど防災資機材は災害発生時に活躍します。地域の実情に応じて、必要な資機材を準備しておきましょう。いざというときに使用できるよう、日ごろから点検や使い方の確認をしておきましょう。

### ④ 防災訓練

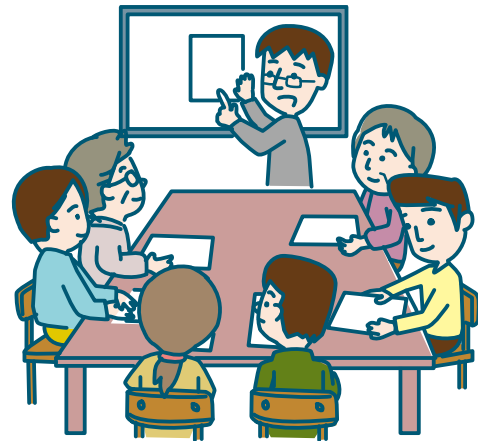
防災訓練は、災害が発生したときに的確な対応をとるために欠かせないものです。地域の人たちの参加を積極的に呼びかけ、地域一丸となって防災訓練を実施しましょう。



プロローグ  
風水害  
地震  
その他の災害  
家庭対策  
地域対策

# 自主防災組織とは

大災害が発生した場合、消防署などの防災関係機関は、救助、援助活動（公助）に全力を注ぎますが、電話の不通、道路の不通、火災の同時多発、水道管の破損などの悪条件が重なり、すぐに救助に駆けつけることが困難な事態となることが想定されます。そんなとき、自分の身は自分で守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、お互いに協力し助け合うこと（共助）が必要になります。このような共助の意識を持ち、平常時から地域で自主的に防災活動に取り組む組織を自主防災組織といいます。



## ◆自主防災組織を設立しましょう

自主防災組織の設立については、町内会など既存の地域住民組織を活用する方法や新たな組織として結成する方法があります。地域の実情に適した方法を選択してください。

- 【設立方法の一例】**
- ①町内会の役員会などで自主防災組織の必要性を議題にする。
  - ②組織の範囲や形式、活動内容などの基本項目について案をまとめる。
  - ③組織の範囲内の地域住民へ説明し、自主防災組織結成の機運を高める。
  - ④役員指定、活動班の編成、規約の作成などを決めていく。
  - ⑤町内会総会で討議し、承認を得てから自主防災組織を結成する。
  - ⑥役場へ自主防災組織結成の届出をする。

## ◆自主防災組織補助金を活用してください

町では、自主防災組織の活動に必要な防災資機材の整備や防災訓練にかかる費用に対して補助金を交付しています。防災訓練を実施した場合、訓練に参加した人数に50円を乗じて得た額に3万円を加えた額以内を補助します。(年1回)

活動に必要な防災資機材(ハンドマイク、ジャッキ、リヤカー、毛布、保存用食料など)の整備費として、初年度は事業費の全額、次年度以降は事業費の2分の1以内を補助します。(年間10万円を限度)(令和元年度現在)

**【申請方法】** 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、自主防災組織事業補助金交付申請書に関係書類を添えて申請してください。

●お問い合わせ先 防災危機管理課 ☎052-444-2711

# 避難所の運営はどうすればいいの？

災害時に、円滑な避難所運営を行うためには、町の行政機関だけでなく、施設管理者や避難所を利用する地域の方々の協力が不可欠です。また、避難所ではルールを守ってください。

## ◆避難者が協力して避難所を運営します

自主運営を原則とします。避難所の運営が特定の人々の過重な負担とならないよう、避難所の運営は、避難所を利用する人(避難所以外の場所に滞在する人を含む)の年齢、性別、国籍などに関係なく、可能な限り役割を分担し、より多くの人々が避難所の運営に参画できるように、交替や当番などにより対応するようにします。



## ◆運営班の構成

避難所の運営に必要な具体的な業務を行うため、いくつかの運営班を設置します。班員は本人の意思に基づいて選出します。主な運営班には以下のようなものがあります。

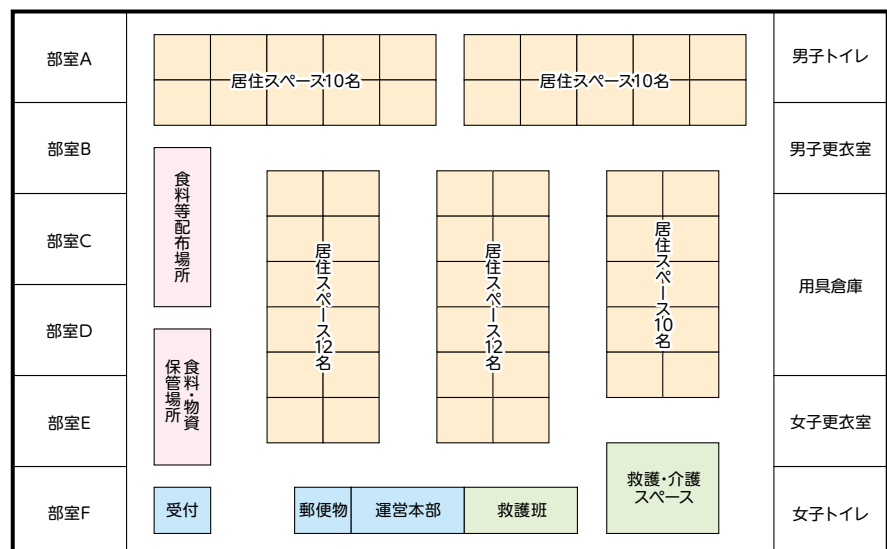
- **総務班**…総合受付、避難所内の配置計画、運営日誌の作成、運営委員会事務局、災害対策本部への連絡、名簿管理、利用者数の把握など
- **連絡・広報班**…避難所内外の情報収集、伝達・発信、取材対応など
- **食料・物資班**…食料や物資の調達・受入・管理・配給、炊き出し対応など
- **保健・衛生班**…衛生管理(トイレ・ごみ・お風呂・ペット)、健康管理など
- **要配慮者支援班**…高齢者、障害者、難病・アレルギー疾患者、妊産婦、乳幼児、外国人など避難生活に特に配慮を要する人の支援・対策など
- **施設管理班**…施設・設備の点検・故障対応、防火・防犯対策など
- **屋外支援班**…避難所以外の場所に滞在する被災者の情報収集・伝達、食料・物資の配給、健康管理など
- **ボランティア班**…行政職員やボランティア、NPOなどの専門家、医療、福祉、介護の職能団体などの人的支援の受け入れ、管理など

(大治町避難所運営マニュアルより)

## ◆避難所内の配置レイアウト例



ペットについては動物が苦手な人への配慮も必要のため、敷地内に入っても、建物内には入ることはできません。(避難所ではペットと生活区域が異なります。)災害時のペットの避難方法について、検討しておきましょう!



プロロ  
風水害  
地震  
その他の災害  
家庭対策  
地域対策

## ◆避難所運営のタイムライン

避難所の開設から閉鎖までどのような流れで進めていけばよいでしょうか。基本的な流れと対応すべきことをまとめました。

### ●初動期の流れ(災害発生直後～24時間程度)

避難者の安全を確保するため、状況をすばやく確認した上で、避難所を開設する必要がある。避難者を取りまとめて混乱なく避難所を準備する。

- ① 応急的組織の立ち上げ
- ② 避難所開設準備 施設の点検⇒スペースの確保⇒避難者の組編成⇒負傷者の救護
- ③ 避難所開設 避難者の収容⇒資機材・物資・食料確認⇒災害対策本部への連絡⇒広報

### ●展開期の流れ(災害発生1日後～数週間程度)

避難所を開設したら、まず運営委員会を立ち上げ避難所生活の基本的なルールを決める必要がある。ルールを決めたら避難者に周知し、協力を依頼する。避難者の中から運営班への参加を依頼する。また、不特定多数の人が避難するため、防犯対策も検討しておく。

- ① 避難所生活ルール作成・周知と防犯対策 外国人への配慮も必要となります。
- ② 避難所運営班への協力要請 特定の班や人に負担がかからないようローテーションを組むなどの工夫が必要です。
- ③ 避難所施設内の注意点 以下のような対応が必要となります。
  - 食料、物資の確保、配給
  - 避難者の健康状態の把握
  - 災害ボランティアの受け入れ
  - 避難者の把握および入退所の管理

### ●安定期の流れ(数週間～)

ライフラインが復旧し始めると、避難者が減り、避難所運営の人員も見直す必要が出てくる。長期化する場合は、避難所生活ルールの見直しも必要となる。

- ① 避難所運営委員会の再構築と避難者の減少に伴い、避難所運営の人員確保に努める。
- ② 長期化に伴う避難所生活ルールの見直し、風紀・防災対策 避難の長期化に伴い、生活ルールの見直しを行う。また、風紀の乱れを防止するための策を講じたり、防災対策を行ったりする。
- ③ 復興支援のための情報収集と広報 ここまでの情報収集や広報に加え、復興支援情報や生活再建につながる情報収集・広報を行う。
- ④ 要配慮者への対応 高齢者、障害者、乳幼児、外国人などの要配慮者に対して、要望など個別に対応していく。

### ●撤収期

- ① 避難所の統廃合 災害対策本部と避難所撤収の時期を協議し、準備にとりかかる。閉鎖時期を避難者に説明し、合意形成を図る。
- ② 避難所の後片付け 避難所の閉鎖にあたり、設備や物資について、返却、回収、処分などを災害対策本部と協議する。避難者は協力して避難所の後片付け、整理整頓、掃除、ごみ処理を行う。
- ③ 避難所運営委員会の解散 避難所の閉鎖にあたり、避難所運営に用いた各種の記録、資料を災害対策本部へ引き継ぐ。

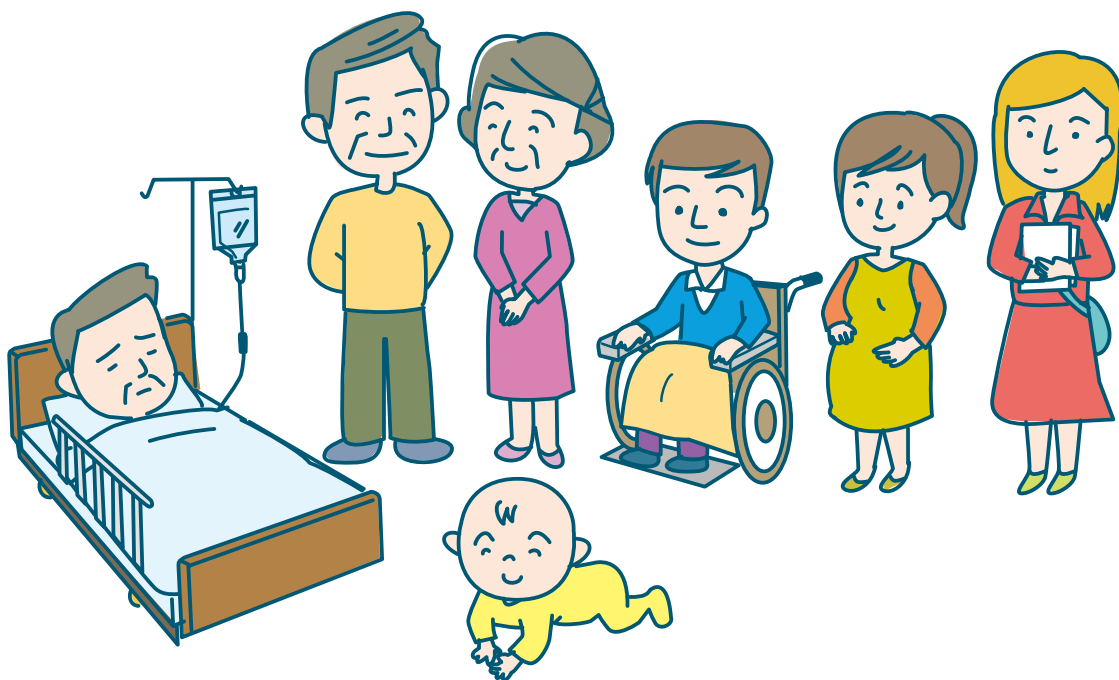
(大治町避難所運営マニュアルより)



# 要配慮者支援について

高齢者や障害者、乳幼児、外国人など、災害時に特に配慮を要する方を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方を「避難行動要支援者」と呼んでいます。

要配慮者の身になって支援するようにしましょう。



## ◆要配慮者支援のために必要なこと

要配慮者が必要とする支援は、状況によって様々です。どのような支援が必要なのか確かめながら、思いやりのある心で接しましょう。

- 支援を求めることをためらう人もいます。どのような支援が必要か、優しく声をかけましょう。
- 避難誘導など移動の際は、段差が少ない経路を選び、要配慮者のペースに合わせて誘導しましょう。
- トイレや出入り口に近い場所を確保するなど、避難所内の移動が少なく済むように配慮しましょう。
- 簡単な言葉を心がけ、筆談や手話、ゆっくり話すなど、要配慮者に応じた方法で情報を伝えましょう。
- アレルギーや病気による食事の制限に配慮しましょう。
- 宗教や文化の違いを理解し、尊重しましょう。



# 大治町避難行動要支援者避難支援について

町では、災害対策基本法に基づき、「大治町避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、町の避難支援対策について、基本的な考え方や進め方を明らかにするとともに、義務付けされた、避難行動要支援者名簿の作成に取り組んでいます。

避難行動要支援者名簿の対象者は、在宅で生活し、下記のいずれかに該当する方です。

- ・在宅のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で要介護認定3以上の方
- ・身体障害(児)者で身体障害者手帳2級以上の方
- ・知的障害(児)者で療育手帳A判定の方
- ・精神障害者で精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- ・難病患者の方
- ・上記以外で支援の必要があり、避難行動要支援者名簿へ登録を希望する方

## ◆避難行動要支援者登録制度を利用するには

避難行動要支援者名簿の対象者のうち、避難支援等関係者(消防署、警察署、民生・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、消防団等)による支援を希望される方は、支援のために必要な個人情報を、避難支援等関係者へ情報提供することに同意が必要となります。

同意をいただいた方の情報を避難支援等関係者と共有することで、避難支援や安否確認などに役立てるとともに、平常時の地域の見守りや日常的な支え合い活動につなげていきます。

## ◆登録申請方法

登録申請を希望される方は、「大治町避難行動要支援者登録申請書兼同意書」を民生課に提出してください。



●お問い合わせ先 民生課 ☎052-444-2711

# 災害ボランティアセンター

大規模災害が発生すると、被災地の生活の復旧・復興や被災された人たちへの寄り添いやお手伝いなどを目的とした自発的活動として、自然災害等に見舞われた地域に全国からお手伝いをしたいという思いを持った人たち(ボランティア)が集まります。

このボランティアによる支援の力を有効に活かすためには、集まった多くのボランティアを調整して効率的に被災地域へ派遣し、ボランティア活動を円滑に進めるための拠点となる場所が必要となります。その場所が、被災地に臨時に設置される災害ボランティアセンターです。

## ◆大治町災害ボランティアセンターの設置

大治町と大治町社会福祉協議会は、大治町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定を締結しており、大規模な災害が発生した場合は、大治町社会福祉協議会が、大治町からの要請または自らの判断に基づき、必要に応じて災害時の円滑なボランティア活動の推進のための災害ボランティアセンターを設置します。

## ◆大治町災害ボランティアセンターの役割

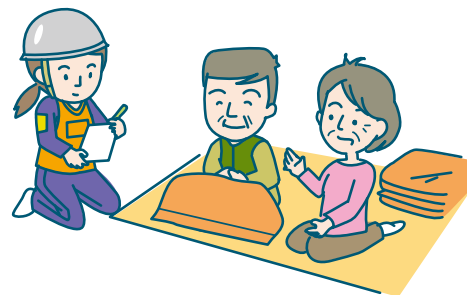
大治町災害ボランティアセンターでは、被災者からのニーズを元に、ボランティアを募り、被災者の元へ派遣する、両者をつなぐ架け橋となることが大きな役割です。



## ◆災害ボランティアセンターで依頼するボランティア

- ① 物資の運搬、仕分け、配布
- ② 屋内外の片付け
- ③ 避難所等での手伝い

※上記の活動内容は主な活動であり、災害ボランティアセンターでは、被災された人たちからのニーズを元に、さまざまな活動を行います。



●災害ボランティアセンターに関するお問い合わせ  
社会福祉法人 大治町社会福祉協議会 ☎052-442-0990

# 災害ボランティア活動について

災害ボランティア活動を行ううえで、被災地の人々や他のボランティアの負担や迷惑にならないよう、ボランティア一人ひとりが自分自身の行動と安全に、責任を持つ必要があります。活動するための手順、活動するうえでの基本的な留意事項、ボランティア活動保険について知っておきましょう。

## ◆活動するための手順

### ① 正確な情報を事前に入手する

ホームページや情報などでボランティア募集の状況についての情報を入手する。「とりあえず現地に行ってみる」と思ってもボランティアを募集しておらず、無駄足になることもある。

### ② 現地センターへ連絡する

直接現地ボランティアセンターに連絡し、ボランティアを募集しているか、交通手段はどうなっているか、注意することは何かなどを確認する。

### ③ 出かける準備・出発

持ち物や昼食、飲み物など必要なものを用意し、活動ができる健康体であるかを確認する。また、無理な旅程はやめる。

### ④ 現地到着

現地のボランティアセンターで受付をする。



## ◆活動する上での基本的な留意事項

### ① 自分のことは自分で責任を持って行う

被災者に迷惑をかけないようにボランティア活動を行い、食事や宿泊場所の確保、貴重品の管理等、自分のことは自分で責任を持って行う。

### ② 被災者の立場に立った活動をする

混乱している被災者の心をかき乱すような態度をしないようにあいさつや言葉遣い等、基本的なことを大切にする。ボランティア活動は被災者に「やってあげる」のではなく、「お手伝いさせていただく」気持ちで活動をする。

### ③ 自分で考えて行動する

誰かの指示を待っているのではなく、自主性・主体性を持って行動する。周囲の様子をよく見て、自分ができることを行う。

### ④ 集団行動のルールを守る

ボランティア活動はグループでの活動です。勝手な判断をするのはやめ、問題が起きた場合は、グループで相談して解決するか、災害ボランティアセンターに相談する。

### ⑤ 地域住民の力を支援する

被災者とボランティアは復興に向けて「一緒に努力する」関係のため、被災者の役割までボランティアが担い、被災者の自立を遅らせることのないように気を付ける。

### ○水害作業時の服装や持ち物(例)



出典:NPO法人「レスキューストックヤード」

## ◆ボランティア活動保険について

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中の事故等を保証するもので加入を原則としています。お住まいの地域の社会福祉協議会で加入できます。現地で活動前に加入することもできますが、事前に参加しておけば被災地までの移動における事故も補償対象となるので安心です。

※ボランティア活動保険とは、ボランティア活動中(宿泊を伴う活動を含みます)の偶然な事故により活動の対象者などの他人の身体を死傷させ、または財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任補償、及びボランティア自身が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被った場合の傷害補償を対象とする保険です。